

JAF公認 国内競技
2007年JAFカップオールジャパンジムカーナ
2007年JMRC全国オールスタージムカーナ
特別規則書

公認番号2007ー

第1条 競技会の定義および組織

2007年JAFカップオールジャパンジムカーナ/2007年JMRC全国オールスタージムカーナは、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2007年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定(第1章および第2章を除く)、2007年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2007年JAFカップオールジャパンジムカーナ
2007年JMRC全国オールスタージムカーナ

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF公認:国内競技、JAF公認番号2007ー

第5条 開催日程

2007年11月3日(土)~4日(日)2日間

第6条 競技会開催場所

名称:本庄サーキット
(公認番号2007ーIー1101)
所在地:埼玉県本庄市児玉町高柳883
TEL:0495ー72ー9611

第7条 オーガナイザー及び大会事務局

名称:ロードランナーレーシングクラブ群馬(RRC群馬)
所在地:群馬県多野郡吉井町岩崎2298
代表者:高野 進一
TEL:027ー388ー2295 Eメール:event@klk.co.jp

第8条 大会役員

大会会長:藤田 直廣(JMRC中国運営委員長)
大会副会長:横倉 正道(JMRC関東副会長)

第9条 大会組織委員会

組織委員長:中村 真幸(JMRC関東)
組織委員:石川 和男(JMRC北海道)
組織委員:伊藤 雅樹(JMRC東北)
組織委員:川村 徹 (JMRC中部)
組織委員:西山 純一(JMRC近畿)
組織委員:上程 恒夫(JMRC中国)
組織委員:大西 周 (JMRC四国)
組織委員:佐藤 裕 (JMRC九州)

第10条 競技会主要役員

1)審査委員会

審査委員長:武山 策彌(JAF派遣)
審査委員:大谷 保志(JAF派遣)
審査委員:鎌田 耕造(組織委員会任命)

2)競技役員

競技長:後藤 和弘
副競技長:高野 進一
コース委員長:和田 修一
計時委員長:木暮 徹也
技術委員長:中村 真幸
パトック委員長:小菅 直行
救急委員長:細川 昇
医師団長:松本 幹生
事務局長:堀内 純

第11条 参加申込および参加費用

①JAF全日本選手権による出場資格保有者

所在地:〒370ー2131群馬県多野郡吉井町岩崎2298
担当者:堀内 純

TEL/FAX 027ー388ー2295 Eメール:event@klk.co.jp

②JAF地方選手権及びJMRC選抜戦による出場資格保有者

・北海道地区:〒003-0876 札幌市白石区東米里 2081-89

ガレージコクピット内

石川 和男 TEL011-873-2072

・東北地区:〒989-3128 仙台市青葉区愛子中央 2-3-23

奥州ビクトリーサークルクラブ内

伊藤 雅樹 TEL022-225-5037

・関東地区:〒370-2131 群馬県多野郡吉井町岩崎 2297

堀内 純 TEL027-388-3195 FAX027-388-2295

・中部地区:〒417-0061 富士市伝法 946-16 アジュール内

川村 徹 TEL0545-71-9575

・近畿地区:〒546-0013 大阪市東住吉区湯里 3-2-8-1110

西山 純一 TEL06-6769-8600 FAX06-6769-8700

・中国地区:〒731-0123 広島市安佐南区古市 1-41-18

自動車トーマス内

上程 恒夫 TEL082-877-6773

・四国地区:〒791-8022 松山市三沢 2-5-33

山本自動車工業内

大西 周 TEL089-924-0220

・九州地区:〒803-0846 北九州市小倉北区下到尾津1丁目 4-14

PROSHOP スライン内

佐藤 裕 TEL093-591-9377

2)参加受付期間

受付開始 2007年10月 1日(月)

締切日 2007年10月10日(水)

3)提出書類

所定の参加申込書、改造申告書、選手紹介等に必要事項を記入し、署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名ランサー、インテグラ等)を入れること。

4)参加料は次の通りとする。

①参加料

・JAFカップ&JMRCクラス参加者

JMRC未加入者 35,000円(サービス員1名含む)

JMRC会員 30,000円(サービス員1名含む)

・併設クラス参加者

Lクラス 25,000円(サービス員1名含む)

②参加締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加料の返還はされない。

③公式車検に合格しなかった場合も参加料は返還されない。

④参加料は現金書留にて郵送すること。電話、FAXによる受付は一切行わない

5)その他

①サービスカー登録:1台 3,000円

②サービス員登録:1名 2,000円(2人目以降)

③予備スペース:3,000円(申込書にて登録すること)

注)スペースは競技車両1台分 2.5m×5m

④競技車両積載車:無料(申込書にて登録すること)

⑤①及び③はN・SA車両は重複不可。どちらかを参加申説明細書に明記。SC・D車両は重複申込可能。但し、1重複のみとする。

第12条 サービス員およびサービスカー

サービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについては登録を必要とする。登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。競技中サービスカーの移動は禁止する。

なお、競技車両積載車はサービスカーとしての登録は出来ない。

第13条 競技のタイムスケジュール

※詳細は公式通知に記載する。

《3日》

- ・ゲートオープン..... 7:00~
- ・公式参加確認受付..... 12:30~15:30
- ・公式車検..... 13:30~16:00
- ・車両保管..... 公式車検終了後
- ・慣熟歩行..... 16:30~17:00
- ・開会式・ドライブスプリーフィング..... 17:10~17:30

《4日》

- ・ゲートオープン..... 6:30~
- ・参加確認受付..... 7:00~7:40
- ・持出車両再検査..... 6:30~7:30
- ・慣熟歩行..... 7:40~8:20
- ・第1ヒート開始..... 8:30~
- ・慣熟歩行..... 1ヒート終了後40分間
- ・第2ヒート開始..... 慣熟歩行終了10分後
- ・表彰式および閉会式..... 16:00~(予定)

第14条 参加資格と優先順位

1. 2007年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
2. 2007年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
3. 2007年度各地区のJMRC選抜戦シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者2名
4. オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査の上、認められた者。
3.、4.については、オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査

うえ、認められた者とする。但し、前項1. および2. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

第15条 参加制限

1. 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
2. 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は、本規則第14条の2. 3. および4. により選出された者に限り認められる。

第16条 参加受理

- ①参加受理の諾否は参加受理書の郵送にて通知される。
- ②クラスが不成立の場合は受理書にて通知される。
- ③参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- ④参加者は参加申請が受理された後、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第17条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000を差し引いて参加料を返却する。

第18条 参加者

1. 参加者は本年度有効なJAF競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
2. 参加者は自チームの競技運転者、メカニックなどの行動に責任を持たなければならない。

第19条 競技運転者(ドライバー)

- ①ドライバーは、有効な自動車運転免許証と本年度有効なJAF発給の国内競技運転者許可証B級以上の所持者でなければならない。
- ②満20歳未満の競技運転者は、参加申込時に際し親権者の承諾をオーガナイザーに提出しなければならない。
- ③競技運転者は、競技に有効な保険(死亡1,000万円以上)の加入者またはJMRC全国共同共済加入者とする。

第20条 参加台数

JAFカップオールジャパン対象部門およびクラスは180台までとする。

第21条 参加車両および競技クラス区分

1. 参加車両
参加車両は、2007年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に従ったN、B、SA、SC、D部門の車両とする。
2. 競技クラス区分
本規則第14条による参加者は、参加者が参加資格を得た部門、クラスに従って次の競技クラスに区分される。
 - 1)N車両部門
NIクラス:気筒容積1000cc以下のN車両
NIIクラス:気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両
NIIIクラス:気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両
NIVクラス:気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両
 - 2)SA車両部門
SAIクラス:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両
SAIIクラス:気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両
SAIIIクラス:4輪駆動のSA車両
 - 3)SC車両部門:
SCクラス(クラス区分なし)
 - 4)D車両部門:
Dクラス(クラス区分なし)

併設クラス(JAF カップ対象外)

- 5)レディースN, SA 車両部門:
Lクラス(クラス区分なし)

第22条 競技運転者および車両の変更

1. 競技運転者の変更は認められない。
2. 車両変更
 - 1)参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
 - 2)車両変更は同一部門同一クラスであること。
 - 3)車両変更申請は、公式参加確認受付終了までとする。

第23条 車両検査

1. 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
2. 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い、指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
3. 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
4. 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の左右に貼付すること。
競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
5. 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
6. 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両および競技運転者の参加資格について検査することができる。
7. 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
8. 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
9. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
10. 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
11. 参加者は当該年の日本ゾムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2. に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
12. 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を

うけること。

第24条 競技コース

1. 競技コースは競技会審査委員会に承認されたものが公式掲示板に掲示されたうえ、公式通知として参加者に配布される。
2. オーガナイザーは発表したコースについて、参加者がコースを完熟するために完熟歩行を行う。

第25条 ドライバースプリーフィング

1. 競技長は、競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバースプリーフィングを開催する。
2. ドライバースプリーフィングは、あらかじめ指定された場所において行われ、競技開始の少なくとも、15分前までに終了する。
3. ドライバーはプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第26条 慣熟歩行

1. 慣熟歩行はタイムスケジュールに従って公式車両検査終了後に行う。
2. 慣熟歩行は基本的に徒歩のみとする。

第27条 競技運転者の装備

1. 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
2. 競技ヘルメットは、JAF「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるか、または証明できなければならない。

第28条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号によって伝達される。

第29条 スタート

スタート前にコース査察車(マーシャルカー)が、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施する。

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. スタート方法は、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
3. 当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。

第30条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第31条 計時

- ①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始され、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。
- ②計測は、自動計測機器を使用し、1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- ③所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第32条 順位決定

原則として2ヒート走行し、良好なタイムを結果として採用し最終の順位を決定する。但し、同一タイムの者が複数の場合は、以下の基準により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。

- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第33条 競技上のペナルティー

1. スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
2. スタート合図後速やかに(10秒以内)スタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
3. 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
5. コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒をタイムに加算する。
6. 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
7. ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
8. 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
9. ドライブスプリーフィングに欠席の場合3万円、遅刻の場合1万円を支払うこと。
10. コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第34条 一般安全規定

1. オープンカーは乗員保護のため、4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
3. 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
4. パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
5. ゴール(フィニッシュライン)後の直線区間(減速レーン)では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間(減速レーン)通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
6. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
7. パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
8. パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備して給油すること。

第35条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合に、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長または競技長補佐に提出すること。
- 2) 抗議料は抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合には抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第36条 抗議の制限時間

1. 競技会技術委員長からの決定に関する抗議は、決定直後とする。

2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。

第37条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

1. 保安上または不可抗力のため、競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により、競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. 競技会延期の場合、参加料は本競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合または中止になった場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第38条 賞典

賞典

- 1) 各クラス(併設クラスを除く)
1位: JAFカップ、JAF 賞典、トロフィー、副賞
2位~6位: JAF賞典、トロフィー、副賞
- 2) 併設クラス
1位~6位: トロフィー、副賞
- 3) 地区対抗戦

出場選手を国内競技規則付則国内スポーツカレンダー登録規定に準じ、A~H(北海道~九州)までの8地区に分け、地区対抗戦を実施する。1位の地区に優勝旗及び副賞を授与する。2位・3位の地区には副賞を授与する。なお、各地区参加台数により、複数地区を統合する場合があります。実施方法及び副賞内容については公式通知にて通知する。

- 4) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したもとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
- 5) 各クラスの参加台数により賞典を制限する場合があります。その場合は、副賞の内容とともに公式通知にて通知する。

第39条 競技運転者の尊守事項

以下の事項について参加者および競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。

- 1) 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 競技期間中または競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) 入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式に出席すること。
- 5) パドック内は全てパドック委員の指示に従い徐行とする。
- 6) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追求しないこと。
- 7) 参加者及びドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第40条 本規則の解釈

競技会中に本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第41条 罰則

1. 規則違反または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載

されている条項に従って罰則が適用される。

2. 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第42条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2. 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
3. 本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。

以上
大会組織委員会